

第五回國會 衆議院 勞働委員會會議錄 第九号

昭和二十四年四月二十六日(火曜日)

午後二時十八分開議

出席委員

委員長 倉石 忠雄君

理事 角田 幸吉君 理事 福永 健司君

理事 三浦寅之助君 理事 吉武 惠市君

理事 前田 種男君 理事 川崎 秀二君

理事 春日 正一君 理事 島田 末信君

麻生太賀吉君 大橋 武夫君

小淵 光平君 佐藤 親弘君

篠田 弘作君 塚原 俊郎君

船越 弘君 松野 頼三君

青野 武一君 大矢 省三君

土橋 一吉君 石野 久男君

出席國務大臣

労働大臣 鈴木 正文君

出席府政委員

労働事務官 齋藤 邦吉君

労働事務官 龜井 光君

委員外の出席者

労働事務官 池邊 道隆君

労働事務官 海老塚政治君

専門員 濱口金一郎君

四月二十五日

労働者災害補償保険法の一部を改正する法律案(内閣提出第一二三号)の審査を本委員会に付託された。

本日の會議に付した事件

失業保険法の一部を改正する法律案(内閣提出第七二号)

職業安定法の一部を改正する法律案(内閣提出第七五号)

緊急失業対策法案(内閣提出第八六号)

第一類第十五号 労働委員會議錄

第九号 昭和二十四年四月二十六日

労働者災害補償保険法の一部を改正する法律案(内閣提出第一二三号)

○倉石委員長 ただいまより會議を開きます。

労働者災害補償保険法の一部を改正する法律案を議題といたします。まず政府側より提案理由の説明を求めます。鈴木労働大臣。

労働者災害補償保険法の一部を改正する法律案

労働者災害補償保険法の一部を改正する法律

労働者災害補償保険法(昭和二十二年法律第五十号)の一部を次のように改正する。

第三條第一項第一号ハ中「索道の下に、船舶を加え、同條第三項中「國の直營事業」の上に「前二項の規定にかかわらず、」を加える。

第十八條中「第二十八條第一項又は第二十九條の規定による」を削る。

第二十五條第二項中「(三箇月を超える期間毎に支拂われる賃金その他命令で定めるものは、これを除く。)」を削る。

第二十八條及び第二十九條を次のように改める。

第二十八條 保險加入者は、毎年四月一日から翌年三月末日まで(以下保險年度という。)

に使用するすべての労働者(保險年度中途に保險關係が成立したものについては、保險關係成立の日からその保險年度の末日までに使用するす

べての労働者)に支拂う賃金總額の見込額に保險料率を乗じて算定した概算保險料の額その他命令で定める事項を、毎年三月末日まで(保險年度中途に保險關係が成立したものについては、保險關係成立の日から五日以内)に報告するとともに、概算保險料を四月一日(保險年度中途に保險關係が成立した日)から三十日以内に納付しなければならない。

事業の期間が予定される事業については、その保險加入者は、前項の規定にかかわらず、その全期間に使用するすべての労働者に支拂う賃金總額の見込額に保險料率を乗じて算定した概算保險料の額その他命令で定める事項を、保險關係の成立すべき日前十日まで(特別の事由があるときは、保險關係成立の日まで)に報告するとともに、概算保險料を保險關係成立の日から十四日以内に納付しなければならない。

保險加入者は、申出によつて、前二項の概算保險料を、命令の定めるところにより、分割して納付することができる。

政府は、保險加入者が、第一項若しくは第二項の規定による報告をしないとき、又はその報告に相違があると認めるときは、政府の調査により概算保險料の額を算定して、その額又はその額と納付した

保險料の額との差額を徴収する。

第二十九條 保險加入者は、前條の賃金總額の見込額が百分の二十以上増加したときは、増加後の見込額に基く概算保險料の額その他命令で定める事項を、増加した日から五日以内に報告するとともに、その額と納付した保險料の額との差額を、増加した日から三十日以内に納付しなければならない。

第二十九條の次に次の一條を加える。

第二十九條之二 政府は、保險料率の引上を行つたときは、概算保險料を追加徴収する。

第三十條を次のように改める。

第三十條 保險加入者は、その保險年度の末日又は保險關係が消滅した日までに使用したすべての労働者に支拂つた賃金總額に保險料率を乗じて算定した確定保險料の額その他命令で定める事項を、その保險年度の末日又は保險關係が消滅した日から五日以内に報告しなければならない。

前三條の規定によつて納付した保險料の額が、前項の確定保險料の額に比して過剰を生じたときは、政府は、これを返還し、不足があるときは、保險加入者は、これを保險年度の末日又は保險關係が消滅した日から三十日以内に納付しなければならない。

政府は、保險加入者が第一項の規定による報告をしないとき、又は

はその報告に相違があると認めるときは、政府の調査により確定保險料の額を算定して、その額又はその額と納付した保險料の額との差額を徴収する。

第三十條の次に次の一條を加える。

第三十條之二 政府は、第二十八條第四項又は第三十條第三項の規定により算定した保險料の額又はその額と納付した保險料の額との差額を徴収する場合においては、その徴収すべき額に百分の十を乗じて得た額を追徴金として徴収する。

第三十一條第一項中「滞納する」を「納付しない」に改める。

第三十二條を次のように改める。

第三十二條 政府は、保險加入者が保險料の納付を怠つたときは、その金額百円につき一日二十銭の割合で、納期限の翌日から保險料の完納又は財産差押の日の前日までの日数により計算した延滞金を徴収する。但し、命令で定める場合は、この限りでない。

第三十三條中「その他これに準ずべきもの」を削る。

第三十五條の次に次の一條を加える。

第三十五條之二 保險加入者は、第二十八條第四項又は第三十條第三項の規定により政府の算定した保險料の額について異議があるときは、不服の事由を具し、都道府縣労働基準局長に審査の請求をなす

る。

それから次に二十八條でござい
す。これは従来は報告義務の規定がな
かつたわけでありましたが、今回概算保
険料につきましては、毎年三月末日ま
でに報告するような義務を課したわけ
であります。同様にまた土木建築と
か、林業のような有期事業につきまし
ても、同じように概算保険料の報告書
を出させしめるようにいたしましたわけ
であります。

なお二十八條の三項におきまして、
この保険はとにかく使用者の拂われる
ところの一切の保険料でもつて、その
事業に災害の起つたような場合には、
政府がその保険料の中から災害補償を
して行くといったような建前でありま
すから、どういたしまして、使用者
が保険料を滞納されるということが、
この事業の円滑な運営に重大な支障を
来す結果となりますので、今回三項
に、政府は保険加入者が第一項もしく
は第二項の規定による報告をしない
とき、またはその報告に相違がありと認
めたときは、政府の調査によりまして
更正決定する規定を設けたのでござい
ます。

次に二十九條でございす。これは
従来は「政府は、前條の賃金総
額の見込額に変更を生じたときその他
必要がある場合においては、概算保険
料を追加徴収することができる。」か
うなことで、非常に抽象的に書かれて
おりましたので、今般二十九條におき
ましては、少くとも変更届をするよう
な場合は、賃金総額の見込額に二割以
上の増加を来したような場合でなくち
やいかぬというようなことを明記いた
しましたことと、さらに必要がある場
合ということとは、従来は解釈では、保

険料率がかつたような場合というこ
とであつたわけでありましたが、これ
を二十九條の二といたしまして「政府は、
保険料率の引上げを行つたときは、
概算保険料を追加徴収する」というよ
うなぐあい、新しく條文を設けて、
明らかにいたしましたようなわけであり
ます。

次に第三十條であります。これもや
はり従来は報告の義務が課せられてい
なかつたのでございすが、今回また
概算保険料の規定におきまして、や
はり報告義務を課したわけでもござい
ます。と同時に、二十八條の三項の規定
と同じように、どうしても精算保険料
の報告をして来ないような場合、ある
いはまた報告に相違があると認めたよ
うな場合には、政府自体におきまし
て、やはり更正決定をし得る道を開い
たのでございす。以上が三十條の改
正の要点でございす。

次に三十條の二でございす。これ
は「政府は、第二十八條第四項」と申し
ますと、これは概算保険料のことと
ございすが、「又は前條第三項の規定に
より算定した保険料の額又はその額と
納付した保険料の額との差額を徴収す
る場合においては、その徴収すべき額
に百分の十を乗じて得た額を追加徴収
して徴収する」というような場合であ
りまして、元來更正決定をしなくては
ならぬようなのは、報告も出さなかつ
たり、あるいは保険料を納めないよう
な事業主であります。ところがこの保
険は、全部が事業主の負担になるとこ
ろの保険料でまかなわれておりますの
で、そうした概算保険料の届を出さな
かつたり、あるいはまた精算保険料の
届を出さなかつた使用者につきまして

は、將來保険料の納入ということに非
常な認識をしていただく意味におい
て、あるいはまた罰則といったような
意味合いから、追徴金を課すというよ
うな追徴金の規定を設けたわけでも
あります。

それから三十一條でございすが、
これは字句に誤解があります。つまり
現行法によりまして、「滞納する」と書
いてありますが、滞納という字句は、
とかく会計法上の、その納期までに納
めないうような場合というぐあいに解
されますので、これを「納付しない」と
いうようなことにいたしました。二十
八條なり、あるいは三十條で明記した
納期限を過ぎたものを、全部ここで滞
納と言ふのだという意味合いにおい
て、納付しない者というふうに変更
した次第でございす。

それから三十二條でございす。こ
れは従来は規定によりまして、延滞金
が一日について四錢の割合でございま
したが、他の社会保険の延滞金の額と
同じように、今般これを二十錢に引上
げたわけでもございす。

それから三十五條の規定は、これは
更正決定の道を規定いたしましたの
で、従つてそういうものに間違いがあ
つたような場合に、保険加入者がいつ
でも審査の請求をなす道を開かなけれ
ばならぬ。つまり保険加入者を救済す
る規定といたしまして、三十五條の二
の規定を設けたわけでもございす。同
様に三十七條につきましても、都道府
県労働基準局長に審査の請求をした
り、なおそれに対して不服がある場合
には、主務大臣に訴願する道の規定も
設けたわけでもございす。

従来は「主務大臣」ということにな
つておりますのを「都道府県労働基
準局長」というように、主管官廳を明
確にいたしましたのでございす。

それから四十八條でございす。又
は「吏員」ということが従来は規定に
ございしましたが、この法律そのものが都
道府県労働基準局で行われておりまし
て、または吏員が臨検したり関係者に
質問する場合はないのでございす。こ
の規定を削除いたしましたような
次第であります。

それから五十一條でございす。こ
れは官吏の機密漏洩に関する規定であ
りますが、これは國家公務員法の百九
條の十二号に官吏の機密漏洩の場合の
規定がありますので、ここにまた別に
官吏の機密漏洩に関する規定を設ける
必要がありませんから、削除したよう
なわけでもあります。

五十二條は保険加入者の報告義務を
怠つたり、あるいは虚偽の報告をした
場合の罰則規定であります。従来は一
万円ということになつておつたので
が、この法律を制定したときと事情が
大分違ひますので、追徴金というよう
な意味の罰金の額を、五倍に引上げた
ような次第であります。

なわけでもあります。
以上は概要御説明申し上げたのであ
りますが、なお御質問によりましてお
答えいたしたいと思ひます。

○倉石委員長 次に失業保険法の一部
を改正する法律案、職業安定法の一部
を改正する法律案、緊急失業対策法
案、労働者災害補償保険法の一部を改
正する法律案、以上四案を一括して議
題に供します。質疑を許します。青野
武一君。

○青野委員 私は緊急失業対策法案の
うちの第四條についてお尋ねいたしま
す。第四條は「失業対策事業は、左の
各号のすべてに該当する事業でなけれ
ばならない。この五つの項目にすべて
該当しなければ、失業対策事業はでき
ない」ということが法制化してあります
が、これに基づきまして、第一は石炭、
肥料、電氣、鉄鋼等の重要産業事業方
面に、この失業者を吸収する率ほどの
程度であるか、それから第二は貿易関
係事業、第三は河川、港湾、道路、鉄
道、土木、建築関係の事業に対する失
業者の吸収率、それから四が一般的に
見て戦争被害地域の復旧事業、ある
いは國家、地方公共団体等が事業主体に
なつてやるのであります。同じくこ
れに対する失業者の吸収率、それから
もう一つは学生、生徒の就業のあつせ
んの具体策であります。これは一つ
の例をとりますと、ある一つの都市
で、十七、八万の人口を持つておりま
すので、今年新制中学の卒業生が約千
名あつたのであります。北九州方面で、
相当求人があるものと予定してあり
ましたにもかかわらず、新制中学の卒
業生が、学校当局と公共職業安定所の

努力がありました。が、わずかに百名の就職でありまして、あとの卒業生の九百名は、大工業都市でありながら、全然就職ができないというような事情が、本年の三月ごろにあつたのであります。

これらを見ますと、労働省当局の学生、生徒の就職不能の数字は十万余りであるという御説明になつておりますが、一つの都市にしても、それは特定の場所でありまして、そういつた新制中学卒業生のうちの九割が、就職できないというようなこの現状を見まして、これらの学生、生徒で仕事にありつかれない人たちに對して、地域別に集團的な作業を適当な方法によつてやらせるようなことをお考えになつておるか、それが第五であります。第六には農村関係で荒地地とか、未開墾地の作業あるいは干拓事業等にこの失業者を吸収する率、

〔倉石委員長退席、吉武委員長代理席〕

それから第七が、國民住宅の新築、増築のために、森林伐採等に、この失業者をどれくらい程度吸収をいたしますか。この第四條に基く五項目全部に該当しなければならぬという法律の精神からいって、以上七つの場合に、どういふ具体的な数字で失業者を吸収するお考えであるか。この点を第一にお尋ねしたいと思います。

策事業、都市環境衛生施設整備事業、都市公共福祉施設整備事業、それから知識層失業應急事業といつたしましては、たとえば各種の調査統計の事業、あるいは一般の事務補助の事業、その他道路の補修等の事業、共同作業施設、こういうような事業を失業対策事業として一應考えております。お尋ねの河川でありますとか、農地等の事業は、むしろ現在経済安定本部の所管の内容として、該当する事業が多いのではないかと考える次第でございます。なお公共事業に属します各事業費目に対しては、この法案にもありますように、失業者吸収率を設定いたしまして、それによりまして失業者をできる限り送り込むように処置いたしたいと考えている次第でございます。その具体的な、どの地方にどういふ事業が公共事業について行われるかという点につきましては、本年度まだ経済安定本部を中心として、関係各省で計画中でございますので、はつきりした数字を、事業種目別には申すことが困難でございます。けれども、われわれが一應の明年度、今年度の公共事業に就労いたします労働者数を推定いたしましたところ、大体四十二、三万人程度である。そのうち失業者を吸収いたすことができま

部分的な農民が就業いたしますから、これは一應除きまして、都市中心を重視しまして測定しましたところによりますと、現在の吸収率では、おおむね七万人ぐらゐの人員が吸収されるのではないかと考えております。四十万人のうち約七万人ぐらゐは、公共事業に、現在行われておりますところでは、吸収されるようになるのではないかと一應推定いたしたのでございます。この数字は、具体的にどの地点にどういふ事業が行われるかということがまだ決定いたされておられませんので、決定次第若干の変更は見るものと予想している次第でございます。

次に小学校新制中学校の卒業生の就職あつせん状況でございますが、目下公共職業安定所を中心として、現地に就いておきまして極力これのあつせんに努めております。大体の数字を申し上げれば、実はこれも具体的に府縣別に申し上げないと、よくわからないのであります。総数で申し上げますと、女子につきましては大体求職希望者が安定所が取扱つております分におきましては、約七万人に對しまして、求人者の女子を採用したいと申します者は十二、三万に上つております。これは總数でございますが、そういう状況になつております。男子はむしろそれとさかさまでございます。求人者が五万ぐらゐに對しまして、求職者は十二万というふうな状況になつておるのでございます。新規中等学校卒業生の従来の経験によりまして、大体求人者の半分程度は、いつも五月ごろまでのあつせんで、就職できるようになつておるのであります。

労働省といつたしまして、現地で極力あつせんに努めておりますので、さしあたり十程度の未就職者が出るであらうか、というふうなことを考へておる次第でございます。

○青野委員 もう一つ重ねてお尋ねしておきますが、ただいま本会議でも、引揚げ促進に関する決議案が満場一致で決定されたのであります。四十五、六万の外地におります毒氣の戦争犠牲者の、最後に取残された人たちが、困難な引揚げ事業であります。その全部の人がかりに内地に帰つて参るといたしますと、これは相当大きな失業救済事業を計画しなければ、この戦争犠牲者の諸君にある程度の満足を与へ、生活を最小限度に保障するといふことは非常にむづかしいこととあります。これが引揚げを完了するといふ見通しの上に立つて、引揚げの諸君に職を與える。そして最低の生活を保障するといふ点についての具体的な考へがあらますならば、いま一應御説明願ひたい。

○海老塚説明員 実は引揚げ者の就労あつせんにつきましては、厚生省と労働省と緊密な連絡をとりまして、たとえば京都府等の例を見ますと、上陸地にまず安定所から出張いたしまして、職業相談を実施いたしておるのであります。安定所によりましては、府縣の世話課等と連絡をとりまして、引揚げておつきました先々に手紙を出しまして、就職の相談、あつせんの糸口を開くといふことを行つておる府縣もあつた。今後引揚げが再開いたします後におきまして、従来行われております具体的な職業あつせんにつきまして、十分努力いたしたいと考へてお

るのでございますが、そのほかたとえば宇都宮でありますとか、倉敷でありますとか、米沢でありますとか、各地区ごとに大きな建物を利用いたしまして、引揚げ者が集團居住いたしている所が、全國各都市に相当あるのでございまして、こういう引揚げの方々に対しましては、実は従来はいわゆるやみ商賣等によりまして、生計を維持いたしておつたのでございまして、最近の情勢からいまして、そういうことで生計を維持することがなかなか困難になりました。それでここにもあります失業應急事業を、そういう失業者がおります地域に起つたことにいたしております。ただいま申し上げました各地区におきまして、すでに実施いたしております所もあつまして、この第一、四半期におきまして、集團的に居住いたしております失業者に對しまして、一時就職の機会を與えるために、そういう事業を起す計画にもなつておるのでございます。そういう事業に従事しつゝある引揚げ者に対しては、その間安定所が中心となりまして、極力定職のあつせんに努めておる次第であります。必ずしも、われわれが予期している通りにはあつておりませんので、なお今後も極力就職あつせんに努力いたしたいと考へておる次第であります。

○青野委員 第六條と、第九條を一括して、簡単に御質問いたしますが、第六條は労働大臣の権限と責任を法制化してあると思ひます。労働省の出先官廳といつたしましては、婦人少年局の職員室であるとか、公共職業安定所、各都道府縣の労働課、あるいは労働基準監督署などありますが、廣汎な失業

○鈴木國務大臣　ただいまの御質問のうち、第二点の方についてお答え申し上げます。これは皆さんも御承知の通り、ただいまの予算の以前に、政府が組織んだ予算には、相当の失業対策費というものが盛りれておつたのであります。その金額があつた当時妥当であつたか、またあれで十分であつたかという問題は、今に至ると別の角度になつて來ますけれども、いづれにせよ、現在眼前に推移しつつある失業状態から見ま

言いたしまして、必要なときに必要な措置をもつて、この経費は出して行くというところにつきましては、十分了解しているのであります。いずれの内閣といえども、失業者がどし／＼出て来るといふのに、放置しておくなどということが決していいはずもないのであります。すなわち、またそうしておけるはずはないのであります。この費用は当然必要なときまでには、計上さるべきだと思つております。ただそれが具体的に、予算内の措置において行われるか、あるいは臨時國會を通じての補正予算の形で行われるかというような問題につきましては、大蔵省當局の検討にまつていのでございまして、特に本年度からの予算というものは、昨年度までの予算と、御承知のようにまるでその組み方、性格がかつてゐるというやうな点もありますので、それらの技術的な点につきましては、大蔵省當局が鋭意検討中でございます。労働大臣といひましては、御指摘の通りに、失業対策費は計上されておらないのにひとしいのであります。いかななる努力をいたしましても、必要なものを、ただいま申し上げました二つの方式のいずれかによつて計上して、さうして政府全体での責任によつて失業対策は展開すべきであると、深く責任を感じております。

○海老塚説明員 第六條の、全國にわたる雇用及び失業の情勢に関する調査のごとでございますが、一般的な数字は國勢調査をまつほかはございません。國勢調査は最近におきましては御承知の通り昭和二十二年に行われております。傾向を知る統計といたしましては、内閣統計局でやつております。

る関係から、具体的にどのような失業者が、いつ、どこに出るかということが、はつきりこの調査によつてつかねることができるとでございます。現実にその月に移動した数のみならず、向う三箇月間にわたりまして、も、従業者の移動状況、雇用状態を調査することになつております。さらに安定所で取扱つております求人者、求職者紹介状況並びに就職者の状況、それから安定所で給付いたします失業保険の給付状況、これも毎月々々安定所から、労働省の職業安定局に労働市場調査課という課がございますが、そこに集まることになつております。これらの安定所の窓口で取扱います失業者の状況、求職の状況、紹介の状況等は、具体的数字でございまして、こういう具体的状況の把握等、全般的な傾向の推移、これらのただし申し上げました各調査資料によりまして、今後緊急失業対策法の実施に、遺憾のないようにいたしたいと思つております。それから失業対策事業の事業計画につきましては、ただいま申し上げましたような資料によりまして、労働大臣が、どういう地域に、どのくらい失業者が、しかもどういう内容の、どういう種類の失業者が出るかということ、調査するわけでございます。そうしまして、その失業者を、しらばどういうふうにして救済するか。企業整備によりまするものは、これはさしあたり失業保険でよろしいとか、あるいは具体的に産業が振興いたしましたり、工場ができましたりして、そこにあつてせんでできる労働者もあるというように、失業者につきまして、いろいろあつて計画を、安定所が中心となつてつく

るわけでございます。ところが失業保険その他紹介、あつせん等によりまして、さしあたりどうにも処置できないというような失業者が、ある地域に発生いたしました場合におきましては、この第六條にも書いてござりまするようには、労働大臣はその地域に失業対策事業を興さなければならぬというところをきめるわけであります。しかしながら具体的に、どういふ事業種目を、失業対策事業として選ぶかということにつきましては、これは資金、資材の関係、その他一般の公共事業の実施ともかみ合せなければならぬと、同じ失業対策事業にいたしまして、できるだけ経済的効果のある事業を選ぶのが適当でござりまするので、この点につきましては、労働大臣は経済安定本部総務長官に対して、こういう地域に失業対策事業を興さなければならぬのだけれども、どういふ種目を適當とするかということ、通告するわけでござりまする。その通知がありまして、ときには、この第七條の第二項に書いてありますように、経済安定本部総務長官が事業種目の選択をいたしました。労働大臣に提示する、その上で労働大臣と経済安定本部総務長官とが協議して、どこ／＼の地域にどういふ種類の事業を興すのがよいかということを決する、こういう仕組みに法律上ではなっております。

○青野委員 それについてもう一つ重ねてお尋ねしておきます。これは一つの例であります、御承知のように昨年中間搾取をしておりました労働供給業者が、法律によつて禁止せられまして、小さい三百か五百の労働者を供給する場合に別であります、例を北九

州の三万二千の労働者が働いておりまして八幡製鉄所にとつてみましても、當時この労働供給業者が十五、六名、法律によつてその職業を禁止せられまして、ときに、関係係からは鉄鋼増産の指令が来る。政府からは嚴重な要請がある。一日に五千名ないし八千名の労働者を事実上供給しなければ、作業が継続して行かぬ。そのときにわれ／＼も中間に立つて困りました、いろいろな方面にそういう例は起ると思ひます。五千名、八千名の労働者は、限られた公共職業安定所の二十人か三十人の職員ではどうすることもできない。地方公共団体にもそういう専門家がおりませんから、事実上できない。関係筋からは嚴重に鉄鋼生産命令が来る。労働供給者はすれば処罰を受ける。労働者は余つておるが、それを動員して、統制をとつて作業に従事させるというところは、事実上五、六箇月不可能であつた。そこで労働省関係のいわゆる人員の決定がまだ法制化しておりませんが、この定員法がかりに出るといふにしても、労働省や現在の出先官廳だけでは、この問題はおそらく解決しないだらう。それは小さいところは容易にできるかわかりませんが、全国的には大きな工業都市はなか／＼困難である。専門家でない以上は、何千という労働者を動員して作業に従事せしめるということ、事務上四滑に運用して行くことは不可能である。この点について労働省の定員はどうか、あるいはそれについての確信があられるかどうか。それを重ねてお尋ねいたします。

もう一つお尋ねいたしますのは、第十條の二項であります、失業対策事業に使用する労働者の賃金を労働大臣が定める、同一地域で同一職種に従事する労働者に、通常支拂われる賃金の額よりも、低くその賃金を定めると書いてありますが、これはどういふわけで低く定めなければならないのか。第一、労働大臣が賃金決定の基準をどこに置いておるか。これをひとつお伺いしたい。それからもう一つあわせてお尋ねしておきますのは、十一條の雇入れの拒否権であります、これは病弱者、あるいは不具廢疾者、精神病者、老人とかいつたような、いろいろな理由があると思ひますけれども、この公共職業安定所の紹介する失業者が、その能力から見て不適當と認める場合、失業者を雇入れを拒むことができる、とあります。これはその出先官廳の責任者が決定することでありましようが、こういうことは、私ども北九州方面で長らくいろいろな政運動に關係を持つておりましたが、政運間の対立が將來激化して参りますと、事実上行政整理によつて何十万という職官が行われる。そのうちには、政運の幹部あるいは労働組合の職運的幹部諸君が入つておられます。そうすると、勢い公共職業安定所の門をくぐりまして、なんとかかんと口口実をつけて職を與えない。その運動をやめるか、結局職にありつけないかということが起ることは、北九州の実例をとりましても、何千人という諸君が、二十年間職を奪われて困つたことがある。將來ますます政運間の対立がはげしくなつて参りますと、労働攻撃が激化して参りますと、往々にしてこの失業者の中でそういう運動をした諸君に対しては、特別な方法と手段で差

別待遇が與えられて、職につくことができないものではないか、これを私たちは非常に危険に考へておるのではありませんから、特に労働大臣の見解を承つておきたいと思ひます。

○鈴木國務大臣 前半の御質問に對しましては、政府の説明員から詳細に説明していただくことにいたします。最後の御質問はきわめて質的に重要であります、御指名でもありましたので、私からお答え申し上げます。私どももいたしましては、正当な民主的な本来の労働運動というものは、労働者諸君のためのものでなく、日本の民主化のために絶対に必要なものであり、それを保護助長と申しますか、その發展に協力する心構えをこそ持つておられ、これを抑圧しようなどという考えは毛頭持つておられないこと、しばしば申し上げておる通りであります。従つてその整理にあたりまして、そういうことを考慮に入れるべきでないということは、すでに現行の労働關係法規において、また近く改訂されようとする労働關係の法規においても、明確に指摘されておる通りであります、この点につきましては、法の精神通りに措置すべきものであり、それから逸脱した場合におきましては、不当労働行為となりますから、そういうことは一般論としては許されないと立論を堅持しております。またそういう関係でなく、たくさん整理される人たちの中に、そういう不当労働行為的なやり方でなく整理された人たちの一部に相当入つて行くという現象は起り得ると思ひますし、ただいま御指摘のように、その人たちの再就職、もしくは配置轉換における就職と

いう問題が起きて来るだらうと思ひます。御指摘の点はそこにあつたと思ひますけれども、この点につきましては、それが破壊的な人々でない限り、ただいまも申しましたように、整理にあたりまして何れそれが條件となり得ないと同時に、採用にあつても、何れそれを條件となすことはできないということも明らかであります、私どもはこの点についても、何れ差別を設けるべきでないという考えを持つておることやうまでもありませんが、しかし御指摘の点は、さうであつても、實際に雇用する際に、現実に區別されるのではないかと、さういふごく第一線の現実を指摘して御質問になつたと思ひます。この点につきましては、私どももいたしましては、ただいま申しました趣旨を敷衍いたしました差別待遇はいかなる場合にもないやうに、労働省としての立場を宣明し、さうして周知徹底して行くという考えを持つております。

○海老塚説明員 第十條第二項の失業対策事業については、そこに使用される失業者に支拂われる賃金は、同一職種に従事する労働者に通常支拂われる賃金の額より低く定めなければならない。という規定の趣旨は、先ほども申し上げましたように、失業対策事業は、その失業者が定職につきまう間、一時つなぎの間、その仕事に従事させて、その間に安定所はでき得る限り、就職のあつせんに努めるという趣旨の事業なのでござります。従ひまして、從來の労働省で所管いたしておりましたこの種の事業に、実はすでに失業者が就労しているのでもござりまするが、ど

うも著しく定着する傾向が強い。これは安定所の努力が足りない点も多々あるのをごさいまするが、非常に定着する傾向が強いという点に弊害もあるのをごさいまする。この点につきましまして、安定所が一層努力いたしまして、失業対策事業の回轉を早めるように、今後とも努力いたしたいと考えているのをごさいます。そういうような趣旨の失業対策事業でございまするの、一應これらに従業いたしまする者についての賃金は、少し低目に支給するのが適当であると考えている次第でございます。具体的にはブリッウェーリング・ウェーリ、これは最高最低の定めがあるわけでごさいまするが、その最高額につきまして五分くらい低い率を定めるようにするのがいいのではないかと考えておりますけれども、これはまだ最終的にそうきまつていくわけではございせん。

次に労働供給業の禁止に伴いまして、重要産業に對する労働者のあつせんが不十分であつたという事實は、昨年の三月切りかえ當時におきまして、御指摘の通り各地で見られたのをごさいます。この日雇労働供給業の禁止後の措置をいたしまして、こういうようなことを除去いたしますため、安定法にも規定されていくようにございまして、日雇労働者の労働組合を各必要地区にたくさんつくられていくのをごさいます。その組合と安定所とが、協力いたしまして、目下は割合とそういう点につきまして遺憾のないように、必要な方面の労働の供給ができておると思つておりますが、なお御指摘の点十分善処いたしたいと考えております。また安定所の行政整理によ

りまして、こういう点が一層なおざりになるのではないかと御懸念に對しましては、今後安定所の定員の配置を改めする際に、労働の需要供給のばけしい都市その他の地域に十分な定員を配置して、重点的な業務の運営をはかりたい、そういうふうにごさいます。

〔吉武委員長代理退席、委員長着席〕

○前田(種)委員 ちよつと関連して。今賃金のところで説明されましたが、特にこの條文で、同一職業に従事する労働者よりも低い率で定めるといふ條文がありますが、これはえてして、その地方におけるおそれがあると思ひます。要するにそういうことのために、安定してあります従業員の賃金が、引下げられる危険性が相当きて來ると思ひます。私はこの條項をすなおに考へてみて、必ずしもこの條項で、低くきめるといふ文字の使ひ方をせずに、同一職種に従事する労働者の通常の支拂い状態を勘案してきめるといふような文字に訂正した方が非常にいいと考へます。これは意見になりまするが、労働省としてあくまで低くきめるといふ條項をここできめて置かなければ、特に不都合があるという点があるのかどうかを、重ねてお聞きしておきたいと思ひます。

○海老塚説明員 具体的にきめます内容につきましては、先ほどお話しいたしましたようなブリッウェーリ・ウェーリ・ジの最高額について、五分ぐらゐ制限をしたならばいいのではないだろうかというふうには、われわれは今考へておるわけでごさいます。法文の表現と

いたしましては、やはり同一地域において同一職種に従事する労働者に、通常支拂わべき賃金の額より低く定める。実はこの点いろいろ検討いたしたのでございまして、この表現が適當ではないだろうかというふうにごさいます。

○前田(種)委員 これは意見になりまするから、質疑の後に私の意見を申し上げたいと思ひます。私が今ちよつと思ひつきで申し上げました、勘案してきめるといふことについて、低いといふ文字を、何とかほかの文字に直していただきたいという意見を持つておりますが、これは後日に譲ります。

○青野委員 最後は重ねて希望と質問を一つして、私の質問を終わつて、ほかの委員の質問をお願いしたいと思ひますが、ただいま十一條の失業者の雇入れを拒むことについて、私がいろいろの実例を引いて申し上げたのに対しては、労働大臣は、雇入れに対してはあくまでも公平な方法をとる。けつこゝうな御意見であると思ひますが、實際問題といたしましては、炭鉱地帯に於ては、特に炭鉱経営者の立場から、矯激な思想を持つておるとみなされる人は、事實上その勢力を利用して、あるいは職業安定所であるとか、あるいは重要な産業の経営者等と連絡をとりまして、實際問題としては、往々にしてそういうことが裏面の理由となつて、失業者となりまして労働組合、政党の勇敢な戦闘的な幹部諸君が、職を拒まれる事實がおそく起つて來ると思ひます。全國的に労働大臣の名において、政党は國家再建のための政策で闘つておりますから、思想はあくまで昭現によつて対立すべきであつて、失

業者になつたそういう関係者の職につく機会を奪ひ、これを拒否していいめるといつたような残酷なやり方は、断じて全國で起らないように、嚴重な労働大臣の通牒として、各出先官廳に十分な警告を發していただきたいといふことを、私は希望しておきます。

最後にいま一つお聞きしたいと思ひますことは、失業保険法の一部改正案についてであります。御承知のように現在全國的に見まして、中小企業者は、金詰まりでどうにもならなくなつております。しかも保険法の明文から行きますと、五名以上の労働者を使つております人たちは、保険に加入しなければならぬ。被保険者である受給資格者は、ことごとくこの法律によつて参加しなければならぬといふことが規定せられております。しかしそういつた小さい五人か八人の労働者を使つて経営をしております中小企業者に対しては、この五十二條の規定は、昨日の労働委員会でも問題になりましたが、当該官吏の質問に對してこの保険の問題について答弁をしなかつたり、もしくは虚偽の陳述をする、あるいは検査を拒む、あるいはそれを妨げる、もしくは忌避をした場合には、六箇月以下の懲役、または三万円以下の罰金に処す。これは百万円、あるいは千万円、あるいは何億円といつたような大きな会社工場でなく、五人か八人の労働者を使つて赤字で苦しみなおる諸君に、しかも金詰まりと重税に悩まぬおる諸君に、千篇一律にこうしたような法文をつくる、三万円以下の罰金が拂えないものは勢ひ六箇月以下の懲役に服さなければならぬといつたような苛酷な罰則は、

現行法にあるからといつて、これを輕率に取入れることは、あまりにも時代逆行のはなはだしいものではないであらうか。これを廢止するか、あるいは失業保険法を円滑に運用するためには、こんな苛酷な罰則でなく、もつと輕い罰則を設けて適當にやつて行かれるという意思はないか。特に中小企業者の諸君に對して、大きい会社工場と同じような罰則はあまりにも一方に偏する。しかもこれはいろいろな意味で、六箇月以下であり、三万円以下でありますから、取捨判斷はそこできつと思ひますけれども、大体罰則があまりに苛酷である、この点についていま一應御見解を承りたいと思ひます。

○亀井政府委員 あとの失業保険の關係の御質問につきまして御答弁申し上げます。お説のような御趣旨はよくわかるのをごさいまするが、この五十二條の罰則なり、五十三條の罰則は、その最高限度を定めておるのでございまして、具体的にいかなる刑をもつて處するかの問題になりますと、裁判官の判斷に基きまして、定められるものをごさいます。今までの実例から申し上げても、それほど苛酷な判決が下された例はないのをごさいます。いわばこれは傳家の宝刀でございまして、われわれとしましては、これがあつて、われわれをおどかしていろいろ報告を徴し、あるいは検査をするという意味ではなくて、惡意の事業主がありまして場合に、こういう罰則の適用がなし得るのだといふことを定めた次第でございまして、この罰則を廢止する、あるいはこれを改正いたします考へは、現在持つておらない次第でござい

ことで、失業者がそう多くないという
ことには私はならないと思う。職業安
定所に信用がないから集まつて来ない
のだということは、川崎の職業安定所
を調べてみても、あそこへ毎日百
六十人ないし百七十人最近は来るそう
です。来て就職できる者が大体三〇
%か、よくて三五%、これで川崎の職
業安定所は、非常に率が高い方だそう
です。それだから、行つたつてむだ足
だ、つまらぬから行かぬということ
行かないでおる。それを三十万しか来
ないから、失業者が少いという説明に
は、私はどうも納得ができない。私ど
もはもつと多いと思つておる。ところ
で、緊急失業対策という考え方は私は
非常にけつこうだと思ふ。けつこうだ
けれども、この事業に八億八千万円が
組み立てであるようであります。これ
は大体五百億の中で組んでおるよう
すけれども、これで救済できるかとい
うことになる、大体一人に少くとも
月五千円くらいとせようとすれば、
一万三千人、全部を人件費に使つて
も、毎日々々として、一年通算すると、
そのくらいにしかならない。ところが、
これだけでそれではないか。將來
組むというお話でしたけれども、現実
にどういふ問題が起つておるかとい
ふことになりまして、たとえばこの間中
野の区役所のそういう仕事をしておる
人から陳情書が来ましたけれども、区
役所とか東京の各都廳関係の役所に勤
めて、失業救済という名目で、実際に
は都の職員とかかわらない仕事をしてお
る人たちが、東京都内だけでも千人、
全国で一万二千人おる。しかもこうい
う人たちは、失業救済の臨時雇いとい
うために、いろ／＼手当その他が入

らない。先ほどのお話では五%くらい
低くというお話でしたけれども、実際
には半分あるいは三分の二くらい、非
常に少い賃金で働いておる。しかもこ
の人たちは、四月一日からの予算の切
りかえで、どうにもならぬからやめて
くれということ、四月、五月の二月
だけは何とかして東京都の方の費用で
食いつめるが、あとはそれまでに考え
てくれというようなことを言われてお
る。こういう関係だけでもすでに一万
二千人。この八億八千万円に相当する
ものが出てしまふ。これでは將來と言
うけれども、現実には起つて来るものを
救済するにも非常に足りない。だから
こういうことは、もつと出て来たら、
ひどくなつたらということではなく、な
ぜもう少したくさんに予算を組むとい
う措置が、今からとられぬかという
点であります。

○鈴木國務大臣 細部的にはいろ／＼
なケースが起つておるだろうと思ひま
す。全体としても、できるだけ早い機
会にその予算は組むつもりであるとい
うことは、先ほど申し通りであります
が、それからもう一つ、これは春日さ
んの考え方が間違つておるというほど
ではありませんが、八億八千万円かの
金の使ひ方は、ある場合には國庫
が全部負担して事業をやる場合もある
し、地方自治体あたりで、自分の方も
出すけれども、足りないから出してく
れという場合に、半分とか三分の二と
いう場合もありますから、もう少し雇
用量は大きくなると思ひますし、それ
がずつと大きくなつた場合には、パー
センテージももう少し高くなると思ひ
ます。今の計算は、あまり嚴格にフル
にやり過ぎたので、もう少し大きな

のであります。そういうことをして、
経費を浮かしたところで、それはわづ
かなものだ。しかもそういう人たちの
生活は非常に苦しいものになり、苦し
いために購買力が減つて、町がさびれ
て行くことになる。そういう点、現に
労働省あたりがやつておる仕事につ
いて、そういうことをしてまで人を減ら
すことが、安当であるかどうか。失業
救済事業というものがそういう性質の
ものであつてよいかどうか、というこ
とについてお伺ひしたい。

○鈴木國務大臣 失業救済事業の対象
として取上げられておる事業は、当然
國がなすべき事業ではないか、そうい
う種類のものがたくさん入つておるで
はないか。實質的に御指摘の通りだと
思ひます。しかしこれは今春日さんの
御指摘になつたように、一ぺんやるべ
きものを延ばしておいて、首を切つて
おいて云々というふうな意味ではない
のであります。現在の日本の実情から
見ますならば、あの種類の事業に限ら
ず、当然國も個人も行いたくしてしかた
がない幾多の事業で、制約された諸條
件のもとに、行い得ずに延び／＼にな
つておる事業がたくさんあると思ひま
す。そういう事業をたま／＼と申しま
するから、そういう事業を失業者の救済
の面から取上げて、これが失業者の救
済になつて、その人の生活を援助する
と同時に、國家の必要な事業もあわ
せて行かうという考えのもとに、失業救
済事業に取上げられておるのでありま
して、十分ではないかもしれませぬけ
れども、御指摘のような、計画的な意
味をもつてやつておるというふうなこ
とは、もちろんありません。それから
賃金の問題につきましては、先ほどか

ら繰返されておりますように、私ども
も不当に安い賃金云々というふうなこ
とを考へておるわけではありませぬけ
れども、制約された世の中でもつて、
これが十万人を、二十万人三十万人に
して行つて、賃金を二分の一、三分の
一にするという極端な場合には、場
合によつてはある程度多数の人たちを
救済した方がよいのではないかとい
う点、それから――ちよつと速記をと
めて。

○倉石委員長 速記をとめて。

○倉石委員長 速記を始めて。

○鈴木國務大臣 それらの点につきま
して、決して政府が安い賃金云々とい
うような考へを持つて臨んでおらない
という点だけは、御了解を得たいと思
ひます。

○土橋委員 ちよつと関連して伺いた
いのです。ただいまの政府の説明でご
ざいます。まず訂正をお願いしたいと思
う。少くとも二十四年度の一般会計予
算の説明では、八億八百八十八万九千
円でありまして、労働大臣はそういう
間違ひをしないようにしていただきたい。

次に今の質問の内容であります。緊
急失業対策の内容は、昭和二十一年
の五月二十二日の公共事業原則に基
いてやつておる、こういう提案理由が説
明されておるわけでありまして、この提
案理由の原則の第一を見ますと、まず
基礎的必需品、特に食糧、衣料、燃
料、居住の生産配給または増加促進の
事業を重点に置く。これが公共事業の
内容であるわけでありまして、ところが
このたびの政府の説明によりまして、

資料の十一ページに書いてあります。が、都市失業緊急事業費が約五億九百八十万円見込まれておられるわけなんです。この内容を見ると、川ざらとか、どぶざらとか、あるいは塵埃を整理するとか、そういう内容であります。

で、政府の提案理由がいささか違うではないか。もしあなた方がこの公共事業計画の九に基いて、職業紹介所の紹介をした者を使うということで提案理由に説明しておるならば、緊急失業対策法案の公共事業計画が理由になるけれども、これを理由にしておるのは、根本的に誤りじゃないかということをお聞きしたいと思うのです。それが第一点であります。

第二点は、今の御説明で、私は大体政府当局の御説明はわかりましたが、公共事業費は五百十八億八千万円を組まれているわけなんです。ところが、これは農林省関係の一般の公共事業費、あるいは復旧災害の事項、特に建設省が重大な部分を占めてこの金を使われるわけです。そこで労働省として八億八千八百万円の金を使われる内容について、特にこの緊急失業対策法案というものをつくるだけの価値があるかどうかということでもあります。この点について大臣の御説明を伺いたいと思います。

○鈴木國務大臣 御指摘のように、公共事業は建設的の國家的の事業にあわせて、一面においてこれを失業対策の方途としてやつて行くという考え方であります。最近ずつとやつて来た公共事業には、農林関係その他でもつて、農村の農閑期を利用するところの副業的の労働者の使用というふうな面も相当あつたように聞かしまして、失業

対策の事業という点からだけ見ますと、必ずしも十分にその方面に役に立つておらなかつたという面も、大きな公共事業の中にはあつたと思います。また一面におきましては、道路の問題、特に建設省関係の方面の事業というふうなものは、大体当初の失業対策の一つとしての使命を、ほぼ果たしたというものもあり、必ずしも一様には言えないというふうな形でもつて推移して来たと思います。

今御指摘のように、全体の経費が同じであるから、従つて物價の關係から考えると、雇用量はむしろ減るおそれがあるのじゃないかということ、これは土橋さんからあつたかどうかはわかりませんが、そういう御指摘がしばしばあつたと思いますが、その傾向はあると思います。今度の緊急失業対策法において、公共事業の方は一定の雇用率をきめて、その雇用率を守つて行くようにやつて行くという考え方を考へましたのは、この点をも考慮したものであります。従来よりは失業対策の面に、法的に雇用率を確保し、あるいは高めて行くという考え方を取入れる方式のもとに、考えられた行き方であると考えます。

それから八億八千万円でなく、八億八千八百万円の点であります。これはしばしば申し上げましたように、不足なのであります。これは急速にふやすということ以外には、いくら議論しても余地はないのであります。この点については労働大臣としての責任をも痛感しておりますし、むしろ皆さんに、実現し得るように國會にも御協力を願ひたいと思つております。それ以外には方途はないのであります。もち

ろんこの点につきましては、さつきも申しましたように、政府も十分の關心を持つております。

○土橋委員 私お聞きしたのは、まずこの提案理由の説明というものは、総司令部から二十一年五月二十二日に出された計画と違ふじやないかという点です。この計画によるならば、食糧とか、住宅とかいうものを中心とした失業救済をやらなければならぬのじゃないかということを書いてあるにかかわらず、実際にやる中には、公共事業費の内容で、焼跡の整理とか、そういうようなことである。それならば根本的に違ふじやないか。従つて第九項の職業紹介所を通じてやるということだけが提案の理由になつておるかどうかという点を、第一にお聞きしておるのであります。

第二点の質問に対しても、大臣の御答弁は違つておるわけです。私の聞いておることは、労働大臣として緊急失業対策法案を提案した理由は、自分の所管に所屬するところの、八億八千八百万円の経理能力についてのみであるか。それとも一般の五百十八億八千万円の内容についてもわたるのかどうか。もしわたるとすれば、建設省農林関係が、一般災害及び失業救済に關しては具体的なプランをつくるではないか。このプランに従つては、農閑期の問題もかみ合されて、一般都市の失業者は困るではないか。かりに吸収率はきめられても、たとえば河川に例をとつて、天龍川なら、天龍川の流域に失業者が出ればよいけれども、天龍川方面でなくて、東京に出たり、あるいは日立の製作所に出たりした場合に、労働大臣としては、ただ八億八百

余万円この予算では、何もできないではないか。この法律でやるならば、むしろ従来の行政措置で安当にやつた方が、よりスムーズに行くではないかという二点をお聞きしておるのです。

○齋藤(邦)政府委員 公共事業のメモランダム第一の「基礎的必需品」云々という点を中心とされまして、どぶ掃除ですか、そういうものを公共事業として、あるいは失業対策事業としてやるのは不自然じゃないか。こういうお尋ねであつたと思いますが、これにつきましては、ここにありますが、これにき

ず「基礎的必需品、特に」云々とあります。お手元にやはりお配りいたしてございしますが、そのものつとに、公共事業処理要綱というのがございす。昭和二十一年九月三日の閣議決定でありまして、これに公共事業の順位をきめたものがあります。A級、B級、C級、D級、E級、F級、G級とあつて、G級のところに「生産の増加なきも公安、衛生、教育、社会福祉等に欠くべからざるもの」とありまして、こういう順序が、関係方面からこれの註釈として、示されておるわけでございます。従来とも公共清掃あるいは環境衛生等の事業につきましては、このG級に基きましてやつて参つたわけでございます。

それから第二点のお尋ねでございますが、この緊急失業対策法は先ほど来大臣から申されております通り、経済安定本部に組まれております五百億の公共事業について、一人でも多くの失業者を吸収せしめる、これには行政措置だけでは十分ではない、従つて法律的な拘束力を持たせたいということ、きわめて大きな部分であります。

それと同時に、建設的の事業でない失業対策事業というものも、現在八億八千八百万円ありますが、これをやるやう方、あるいはまた將來のやり方、そういうものの準備の事務を、はつきりこいうふうにするのだということ、きめようというものが、この法律の趣旨でございます。経済安定本部の五百億の労働に關して、そういう一つの規制をすることが第一点、第二点が失業対策事業に關する條章を設けた、これがこの法律の二つの大きな理由でございます。

○土橋委員 そうしますと、いよく質問がだん／＼展開されますが、提案理由の第一点に、公共事業を、失業対策事業と公共事業とにわけておるわけです。そうすると、失業対策事業は、政府の予算説明の十一ページをのぞくことになるわけですが、八億八千八百万円の予算の内容ですが、私が先ほど例を申し上げた五億九千八百万円というものは、都市の失業緊急対策のために使われる。次の知識階級の失業者の緊急対策に約二億千八百八百万円使うわけなのであります。第三として、共同作業施設として七千七百八百万円を使うことになつておる。あとは事務費であります。これで八億八千八百万円の予算が組まれておるわけでありす。この面においては、全國的な失業対策面として行われなくて、六大都市を中心とする失業者に行くのではないかと。そうすると、五百十八億の一般予算の面については、これは労働大臣が嚴たる態度をとらなければならぬ。今もし建設省がほとんど五五％も予算を使い、農林省が自分の計画で三三％の金を使い、あとは他の官廳で使つて、

労働大臣が緊急失業対策法案の主旨につとめて、十分な活動ができなかつたときは、ただ八億八千八百万の予算の範囲内しかできないではないか。これならば、この法案自身も要するに——あなたの御説明で、ほぼ私は了解できかかっているけれども、そういう厳たる態度がなかつたならば、五百十八億の問題については従来のままで、しかも六ページの説明によりますと、ほとんど前年度同様であつて、物價、賃金の改訂を考慮すると、その事業費は前年の約八割程度にとどまらうと思ふ。こういう状態で、農閑期の農民諸君の、特に河川工事を中心とする公共事業というものが、この緊急失業対策法案で、どれだけの効果を発生するかということとは、重大な問題であります。特にわれわれ今度の企業整備と行政整理によるところの失業者は、ただいまの御説明で労働省の考えはほぼわかつておりますけれども、こんななまやさしい失業ではない。單なる二十万、三十万程度のことであるならば問題でないけれども、われわれが見るところでは、現在の失業者及び將來できる失業者を含めて、一千万以上はできるだらうと考える際に、こういう法律では——労働大臣の労働行政では、的確に失業救済はできないということをお聞きして、聞いています。

は、農林土木がきわめて大きな額を占めておたつたわけでございます。御承知のように農林土木におきましては、自立農家を利用するものが非常に多い。大体において農家の不便な所でありまして、失業者もあまり出ないような土地であつて、しかも農閑期の労力を活用するということで、できている事業が、この農林土木には多いのでございます。ところが本年度の予算額は五百億でありまして、その点から言いますと、ほぼ同額であります。失業者を吸収するにきわめて適当な道路の改良事業が、金額としてはふえていくわけでございます。しかもまた農林土木においては、吸収率の問題については決定をいたしておられません。道路河川の工事については、吸収率を決定する農家労働の活用面が減りまして、都市周辺の、ほんとうに困つた失業者を救つて行く、こういうふうに去年よりは今年の方が、一歩前進しているかと、予算の面から申し上げますと考へていくわけでございます。

労働の問題につきましては、行政措置として今日までやつて参りましたところでは十分でありますので、それをより法律的に拘束力を持たして、できるだけ一人でも多く失業者を公共事業に使わそうという意味で、この法律ができていくわけでございます。失業救済事業その他が大都市ばかりかというお尋ねもあつたようであります。これは大都市ばかりではありません。失業者が多数存在しております地域で、昨年相当地実施をして参つていくわけでございます。

○土橋委員 六ページの終りにはこういうことが書いてある。知識層失業者は、救済事業及び授産事業関係経費は全額本費から外され労働省所管に計上された。こういうことが書いてある。従つてたとえば工場の方であつて、官廳の方であつて、この方々は工場の仕事なり、官廳の事務については堪能の方であると思ふ。そういう人が、労働省あるいは政府の予定の公共事業の仕事にはたして適するかどうかという問題が一点であると同時に、政府提案の第四條の規定を見ると、この規定には救済する中味が何も書いてない。第一号には「できるだけ多くの労働力を使用する事業」とあります。また二号には「多数の失業者が発生し、又は発生するおそれのある地域において施行される事業」ということがうたわれ、特に四條の三号は「失業者の状況に應じて、これを吸収するに適當な事業」とあります。こういうような内容では、ここに書いてあるものと矛盾して、實際には吸収できないではないか。ただ八億八千八百万の救済する。こういうような見せかけの予算ではないかということ、私は指摘したいのであります。もしあなた方が、今公共事業であるからどこへでもばらまいて行けるのである、こういう説明ならば、政府の予算説明の原案の理由と、この労働省がたまたま提案しておるものとは、根本的に違つていくわけがあります。職種も違つて、本人もなれない仕事でやれないことがわかつておるような事業を、なぜやるか。第四條の規定の中に、生産を直接興すような企業形態をなぜつくりたくないか。こういう点を力を入れないで、ただこういう文をつくつても、實際には活用できないではないか。工場で働いて

いる人、会社で働いている人、官廳で働いている人に適用できるかという点が第二点であります。今度の企業整備、行政整理によつて、大都市その他の所において失業が氾濫して来る、にもかかわらず、こういうようなきわめて拘束的な法文をもつては救済できない。救済する道を第四條の規定の中に十分織り込んで、國家が恒久的な授産作業、補導作業について、十分な措置を講じなければならぬ。職業安定に關する費用が一億数千円あるが、これを一々調べてみても、一人当たりどのくらいか。全國四百の職業補導所に割当てて計算してみたら、何にもできないようになつておる。こういうような予算を組んで、法律をつくつてわざ／＼國會の審議まで要して、何ができるかということに疑問に思つて私は聞いておる次第であります。特に私は條項にわたつてお聞きしたいと思ひますが、たとえば第四條の規定の中に、労働省ははたしてそういう点について、再考慮する余地があるかどうかという点のお答えを願ひたいと思ひわけあります。

その次は先ほど青野君から指摘がありましたように、第十條の第二項の「労働大臣は、失業対策事業に使用される失業者に支拂われる賃金の額を定める」という基準を定めるか。これをもう一回明確に大臣から御答弁を願ひたい。それから十一條の規定、これはやはり青野さんから御指摘がありました。が、少くとも公共職業安定所から、この人は使つてよらしい、どうぞお使いなさいというように、責任をもつて示したものを、各事業主なり、あるいは会社なりが、そういうものを拒むといふのはどういふわけか、それだけ職業安定所の証明というものを認めない。こういう点は明確に規定を直して、職業安定所で調べたものは使つてよという方針をとらなければならぬ。これは重大な問題です。

それから十三條の規定であります。この失業者吸収率について、この前政府の説明を聞いたのでありますが、これでは私は十分であると思ひます。これは都市関係のそういうものにはいいが、農村の諸君については、たとえば土木、河川、あるいは砂防、植林、こういう方面については、きわめて吸収率が低いのである。こういう点についてもう一回大臣から御答弁を願ひたいと思ひます。

次は第十六條の規定であるが、第十六條にも書いてある。第二項の規定を見ると「事業主体と施行主体との間に締結する公共事業の施行に關する契約には、施行主体が前項の規定を遵守する旨の條項を加えなければならない。これはおそろく労働省の省令か命令で厳格なものが出されると私は確信をしておりますけれども、こういう規定に違反した場合には嚴重なる処分をする、あるいは処罰をする、もしくは補助金その他をやらぬ、政府が認可した事業をやらせない、こういう強硬な規定を設けないといけないと私は思ふのであります。

第十七條も同様であります。これは公共職業安定所長がいろいろなあつせんをしてありますが、こういうものについて的確な行政処分をなし得る権限を労働大臣がもちにならぬ、あるいは処罰する態度をとらぬ、事業主体と施行主体の間の関連性が、

十分行かないと思うのであります。
次は十八條であります。これは今の司法裁判の手続を見ますと、非常に冗漫に流れておりますので、こういうものは即決に処理する道を考えなければ、この條文では非常に不十分である。こう考へておるのであります。ただいまの條文について御説明を願いたいと思ひます。

○鈴木國務大臣 土橋さんの御質問に對して根本的な点についてお答え申し上げ、條文の細部については、政府委員から説明させていただきます。
失業救済事業の考へ方、全体の構想は、この緊急失業対策法によつて、公共事業と、それから失業対策と二つに分けては、そのほかに御指摘の通りに、建設的な面に事業を向けて行くべきではないか、そうしてそれが最終的には、國民經濟の雇用の關係になり、最終的な失業救済の完成にもなるし、同時に工場その他から離れて来る人たちに、やり得る適宜な職を與へることにもなるのではないかと、この御指摘になりましたが、その考へ方は根本としてまったく同感でありまして、私もその考へ方を持っております。ただこの緊急対策法に盛り込まれたところの失業対策事業というものは、そういうことまでは考へず、別個に総合的に行われるという対策の中から、さらに緊要にして切実な形でもつて現われて来るところの失業者に對して、特殊な、迅速な弾力性のある方途を研究しておくという考へ方なのであります。たとえば別個に國土総合計画というものがあつた。この國土総合計画は目下案を固めつつありますけれども、主として電源開発、それからそれ

を貿易拡張につなぐところの貿易港、道路、その付随事業というやうなもの、を興して行くという考へのもとに、目下進んでおるのであります。失業対策事業は、一労働省だけの事業ではなくして、政府の全体的な、総合的な考へのもとに、完成しなければならぬという考へは、最初から持つておるのであります。それを最終的に勘案し、総合するところのものは、國土開発計画と並んで設けられた失業対策審議会の機能の活用によつて、労働省は、その中心的な推進力となつて行くという考へ方なのであります。同時にそれは電源開発に對する經費はどうするかという問題は、非常にむづかしい問題でありますけれども、これは決定的な点ではありませんが、土橋さんの御承知のように、千七百五十億、あの見返り勘定の第一、第二として國債の償還、あるいはその他の債券の償還に充てられますけれども、それで残つたものはどうするか。最終決定ではありますませんが、それはおつしやるやうな建設的な、そういう面に使うべきであるという考へ方だけは、一致しておりますのであります。その建設的な面という範疇に属する事業としては、幾つか考へられるけれども、電源開発がその範疇に入るかという問題につきましても、大体入るという見解のもとに、今その計画が進められておるのであります。そういう面とも相應いたしまして、総合的に失業対策の事業を、最終的に收拾して行きたいという根本的な考へ方でありまして、御指摘のやうな、建設的な方途を非常に高く評價して、力を入れるべきではないかという考へ方につきましては、まったく同感

であります。今の八億、これはもちろん先ほどから申しますやうに、予算的措置を講じておつたやうなものであります。この性格はそういうものとは別個に、緊急なものに對して迅速にやつて行くという範疇に属する事業、こういうやうに解釈していただきたいと思います。

○齋藤邦政府委員 條文についてお尋ねのありました点を、お答え申し上げます。
第十條の第二項の賃金の問題でございますが、この点につきましては、先ほど御質疑もあつたことと存じますけれども、通常支拂われる賃金の額よりある程度低くするということでございます。御承知のように失業対策事業は、民間の雇用がない場合にやるのであります。あくまで民間雇用を圧迫してはならぬという趣旨から、ある程度低くするということは、世界各國共通の例になつておるわけでございます。しかしながら、あまりはげしく引下げますと、結局労働者の生活という問題もあつたので、目下のところ考へておりますのは、最高五分減程度でやつて参りたいと考へております。なおこのきめ方につきましては、地域的に、その職種に應じまして、この賃金の額を定めて参りたい、かやうに考へております。

○第十一條のお尋ねでございますが、雇入れを拒みますというところは、この事業の性質上おもしろくないではないか、こういうことであります。御承知のように、公共職業安定所は、求人、求職の間に立ちまして、公平な立場において職業紹介の仕事をするのであります。従ひまして相手方が、その者の能力から見て、どうも不適當だというやうなことでありますれば、むりやりこれを雇入れせしめるということとは適當ではない、かやうに考へておる次第でございます。しかしこの不適當と認定した場合におきましては、公共職業安定所は常時監督をいたしておるものです。これが濫用されることのないやうに、もちろん十分注意いたしたい、かやうに考へておる次第でございます。

第十三條の、これは都市ばかりの失業者吸収率ではないかというお尋ねであります。現在におきましては、農村におきまます公共事業につきましても、ある程度の失業者の吸収率を定めておるわけでございます。お手元にお配りしてあります資料をごらんいただければ、おわかりいただけることと思ひますが、河川工事等については大体一〇％程度の率をきめておる次第でございます。従ひまして、もしかりにそういう農村におきまます事業につきましても、一〇％では足りないという具体的な問題があらますれば、その都度この十三條の失業者吸収率を、經濟安定本部總務長官と相談をいたしまして、変更することはあり得ると考へております。昨年やつておりましたのは、大体一〇％程度であります。將來の情勢に應じまして、十三條の失業者吸収率が地域的にふえて行くこともあり得る、かやうに考へておる次第でございます。

次に第十六條の違反の問題でございますが、こうした違反をやりましたとき、これは、大体御承知のやうに第十七條の違反事項の通知という問題になります。

して、すなわち十七條には、「この法律又はこの法律の規定に基いて発する命令に違反すると認める場合には」というのでありますから、第十六條の違反というふうな場合におきましては、この違反事項は正の措置がとられることにならうかと存じております。但し刑法によつてこれをやろうというのではございませんので、それにつきましては第二十條の規定によりまして、安本から違反事項は正の命令を発する、あるいは当該事業の全部または一部について次期の認定の拒否ということによりまして、その是正は十分目的を達するのではないだろうか、かやうに考へておる次第でございます。

○春日委員 さつきの労働大臣の答弁は、さういふことを事実について言つたので、特に繰返しておきますが、先ほどの職業安定所の例のように、今後失業者の失業対策は重要になつて、職業安定關係の職員が必要になつておるやうな状態のところ、現在さういふやうに人員が定員まで行かなくて、臨時雇いを失業救済の意味で雇つておる。しかも聞くと、これによれば、今度の定員法はまだ出ませんが、職業安定局關係でも、やはり非現業三割という基準で切られるというところも傳へられておるといふことになれば、これらの事業をやつて行くために、当然失業救済の人間をそこに入れなければならぬ。同じ仕事をやるのに、失業救済という名目で切りかえなければならぬという事態が現実に出る。さういふ点から、つまり必要な人間を首切つて、失業対策でまた使うということになるの

であります。従ひまして相手方が、その者の能力から見て、どうも不適當だというやうなことでありますれば、むりやりこれを雇入れせしめるということとは適當ではない、かやうに考へておる次第でございます。しかしこの不適當と認定した場合におきましては、公共職業安定所は常時監督をいたしておるものです。これが濫用されることのないやうに、もちろん十分注意いたしたい、かやうに考へておる次第でございます。

第十三條の、これは都市ばかりの失業者吸収率ではないかというお尋ねであります。現在におきましては、農村におきまます公共事業につきましても、ある程度の失業者の吸収率を定めておるわけでございます。お手元にお配りしてあります資料をごらんいただければ、おわかりいただけることと思ひますが、河川工事等については大体一〇％程度の率をきめておる次第でございます。従ひまして、もしかりにそういう農村におきまます事業につきましても、一〇％では足りないという具体的な問題があらますれば、その都度この十三條の失業者吸収率を、經濟安定本部總務長官と相談をいたしまして、変更することはあり得ると考へております。昨年やつておりましたのは、大体一〇％程度であります。將來の情勢に應じまして、十三條の失業者吸収率が地域的にふえて行くこともあり得る、かやうに考へておる次第でございます。

次に第十六條の違反の問題でございますが、こうした違反をやりましたとき、これは、大体御承知のやうに第十七條の違反事項の通知という問題になります。

ではないかという点をお聞きしたわけ
です。

○鈴木國務大臣 お尋ねの点につきまして
は、一方におきましては現内閣の
全体を貫く行政整理のこの考え方とい
うものに対しては、私は現内閣の
國務大臣として、民主自由党の一党員
といたしまして、これは賛成しており
ます。但しあえて安定関係の事業に限
らず、それ〴〵の事業の現実を勘案し
て、一律の二割とか三割とかいう考え
方は、必ずしも妥当でないという考え
方を私もとっておりますし、まだ内閣
全体でも、その考え方を一面において
とつております。安定所の関係になり
ますが、この点につきましては、私は一
面國務大臣としての現内閣の一人とし
て、一面労働大臣として、この輻瀾し
て来る安定関係の責任者としての立場
に立つておられるわけであります。春日
委員の指摘されました点につきまして
は、閣議においても関係の國務大臣に
対しまして実情を十分述べて、われわ
れの意図のあるところは傳えてあるは
ずであります。従つて三割そのままと
いうふうなところでは今線が引かれて
おりません。ある程度われ〴〵の言ひ
分も通つております。しかし必ずしも
全然手を触れないで行くかどうかとい
うふうなところまでは、私にも現在の
國務大臣の一人として、そこまで現内閣
の行政整理に対して——これは反対と
いう意味ではありませんが、私たちの立
場だけを主張するという立場はとりき
れないものがありまして、この点につ
いては、もちろん労働省は新設省であ
り、それからまた現在重要な労働部門
を扱つておる点において、特殊中の特
殊な立場に立つておるでありましよう

けれども、そのほかの現業官廳も、同
様に苦しい立場に立つておるだらうと
思います。これらの点を考慮いたしま
して、今の安定関係の職員の問題その
他につきましては、ある程度の基本原
則に対する例外的措置というものは、
認めてもらうことになつております。
なお努力を続けておりますし、その問
題はまだ最終的には解決いたしており
ませんけれども、その線に沿うて努力
をする方針でありまして、考え方にお
きましては春日さんあたりの考え方と
違つておりません。

○春日委員 この問題は定員法でも出
て来たときに向うこととして、この前の
質疑でやはりお答えになつたように思
いますけれども、農村への吸収率をきめ
るというところで、農村の半農半工とい
うような人たちの、せり合いが出て來
はせぬかという点に対して、農村はそ
ういふ点考慮するといふような御答弁が
あつたように私も覚えております。
しかし朝日新聞の二月二十四日付で、二
十三日閣議決定として、受益農家を制
して失業者を吸収するといふような発
表があつたように出ておりますけれど
も、大体そういうふうな方針がかわつ
て來たのかどうか、この点を伺います。

○齋藤(邦)政府委員 私から申し上げ
ますが、受益農家を制限するといふ考
えは、現在のところ私も全然持つて
いないわけでありまして、しかしながら
失業者が出ましたときには、その間に
おきまして受益農家と失業者との調
整、これは十分とつて参りたいと思
つております。御承知のように公共事業
におきます業務につきましては、大
分以前であります、失業者優先の原
則といふことも閣議で決定されてお

ますので、受益農家と失業者の雇用に
つきましては、十分調整をはかつてや
つて参りたい、かように考えておりま
す。

○春日委員 その点で私も心配す
るのは、農村でも非常にたくさんの方
が失業者が出るという関係で、仕事
が割合少なくなつておるところへ持つて來
て、失業者を吸収するところで、または
じき出されるということ、はげしい
せり合いが起つて來る。そこで非常な
低賃金のもとに送り出されはしない
か。それがさらに一般の労働条件にも
はね返つて來るという危険を、私たち
非常に感じておる。そういう意味で、
この点は特に運用の上に注意されな
ければならない問題だといふのでお聞き
したわけなんです。その次の失業保険の関
係でありますけれども、被保険者の範
囲を廣くされた、これはよいと思
いますけれども、まだ被保険者に入つ
ていない部分が相当ある。特に農林、水
産関係が除外されておる。これは相
当失業者も現在もおるし、將來も出
來るはずである。これはなぜ除外した
かといふ点をお聞きしたい。

○齋藤(邦)政府委員 農林、水産等の
原始産業につきましては、産業、経済
の變動に應じまして、失業発生のおそ
れが割合よその産業よりも低い、こ
ういふ観点よりいたしまして、一應除
いたしておる次第であります。

○春日委員 低いにしても、相当出
て來るのです。事実長野縣の林業なんか
は、つぶれるからといふので、この間
國會が始まつてからも、ずいぶん陳情
が來ている、こいう状態になつてい
る。だから低いから除外するといふこ
とだけでは理由にならぬと思ひます

が、どうですか。

○齋藤(邦)政府委員 御承知のよう
に農林、水産につきましても、物の生産
加工といふものであります、当然入
るわけでありまして、そういたしま
すと、漁撈をやつたり、百姓をやつたり
する者がそこにあるのであります。そ
うなると、そこから出て参りますもの
はいわゆる潜在失業の顕在化といふ問
題になりまして、私どもの方といたし
ましては、そうさして失業のおそれあ
るものとして、よその産業と同じよ
うに適用せしめる必要は今のところな
いのではないかとこように考えてお
ります。この問題につきましては、將
來とも研究を続けて参りたいと思
ひます。

○春日委員 失業保険といふものの見
地から行けば、これは少くとも多
うと、日本人である限り、やはり失
業をしたときに補償してもらつたとい
う建前で行けば、この範囲をもつと
拡大しなければならぬ。すべての國
民が失業をした場合に補償を受ける
といふことにならなければならぬと私
は思ふ。それからその次の保険料率の問
題ですけれども、千分の十一から千
分の十に下げてくれたことは非常に
このようですが、この賃金という中
に、臨時に支給されるもの、あるいは
三箇月以上の期間において支給され
るものを入れたといふことになつて、突
破資金とか、越年資金とかいふよう
なものが入つて來ると、下げたこと
にならない、あるいは上げたことにな
らない、だから表面下げたように見
せて、實際にはよけいとるという結
論が出て來る。だから私は考える
けれども、この点どう
お考えになりますか。

○齋藤(邦)政府委員 最初の農林、水
産の原始産業の問題であります、こ
れは御承知のように漁撈その他であ
りまして、受益能力が多いのであり
ます。御承知のように保険料をどう
かといふ問題は、技術的に非常にむ
かしい問題であります。しかしなが
ら大きな社会保障制度といふことにな
りますれば、また別個の観点から研究
されるべきものと思つておりますが、
先ほど申しましたように、現在のところ
では適當でない、こいうふうな考
えております。それから臨時給與を入
れたことによりまして前の保険料より
大きくならないかといふお尋ねで
ありますが、この点につきましては、
従前よりは多少は減るのではないか、
かように考えております。

○春日委員 非常にデリケートな操
作がやられておるわけでありまして、
その次に非常に規定がうるさくなつて、
いわゆる滞納といふ言葉は適當でない
といふ意見がさつた。滞納とい
うような場合に、追徴金とか延滞金
をとる、しかも日歩二十銭とあるとい
うことが規定されておるのですけれ
ども、實際現在非常にたくさん工場
で賃金の滞りが起つておる。税金の
滞納が起つておる。あるいは健康保
険料の滞納とか、電力料金の滞納と
かいふものが起つておる。しかもこ
れが非常に追徴金、延滞金で攻めら
れて來ても、實際納められないくら
いひどくなつておるかといふことは、
私見で大ざつぱりに見て來たところ
で、あれだけたくさん工場のある中
で、賃金を満足に拂つておるところ
は、名の知れた工場では六工場しか

い。あとほとんど内拂い、分割拂いという事になつておる。だから基準法の二十四條という規定は、実際には拂わなければ、処罰を受けることになつておるのだけれども、そういう状態で適用できない状態になつておる。しかもここで保険料を予算申告制にして、そうして滞納を少く見積つた場合には、更正決定を出して追徴金をとる、延滞金もとるというようなことをきめて、こういう状態にある事業主というものを攻めつけるという事は、非常に残酷な——しかも実際にやれば残酷であるし、やらなければ、意味のないことになるのではないかというように、私は考えておりますけれども、その点どう考えておられるか。

○齋藤(邦)政府委員 御承知のように失業保険の保険料は、労資が同額負担するのであります。労働者の分につきましては、賃金から差引かれて、事業主が持つておるわけであります。すなわち賃金から労働者の分を差引いたその分に、事業主の分をもつけ加えてやる、こういう建前でありますので、私どもの方としても、あくまでも滞納のないように努力し、また將來も努力して参りたいと考えておる次第であります。しかも本年度においては、失業の状態も相当深刻になると予想もされますので、給付は当然ふえると考えております。従いましてこの給付に見合うだけの保険料の徴収ということは、絶対に必要であると考えております。滞納のないように、將來とも納入につきましては努力をいたして行きたい、かように考えております。

○倉石委員長 本日はこの程度にとどめまして、明日は午前十時より内閣委

員会と連合審査会を開会いたし、なお午後二時より本委員会を開会いたします。

本日はこれにて散会いたします。
午後四時三十一分散会